

説明資料

新時代の公園

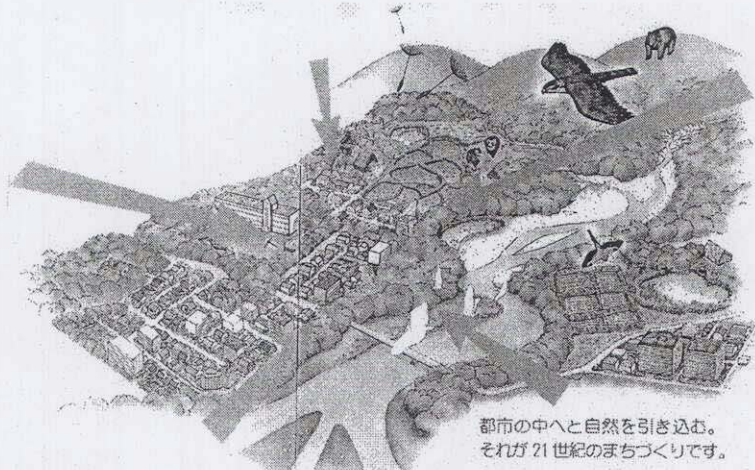
池谷 専門委員

地域在来種による緑化推進を求める附帯決議が 衆参両院で行われました

先月閉会した今年の通常国会において、緑化にあたっては、今後、外来種でなく地域在来種による緑化の推進に努めるべきとの附帯決議が、衆参両院で相次いで行われました。

これまで全国各地の公園、道路、公共施設などで、何十年と「緑化」が行われてきました。しかし、公園ならその公園がある地域の自然植生を生かすという考えが基本とはされず、単に見た目がきれいだとか、管理がしやすいという理由から、園芸品種や外国の樹木や草花が、安易に全国各地で植えられてきました。近年、地域独自の美しさや個性が感じられない、全国どこでも同じ画一的なまちづくりが、しばしば批判的となっていますが、こうした緑化を行ってきたことも、その一因です。

21世紀は環境の世紀です。次の世代の子供たちに誇ることができる、世界にその地域にしかない美しいまち、そして国づくりを実現するため、地域に残された最大の財産である良好な森や林、湿地などの自然をしっかりと守り、また、地域在来の植物を活用し、自然を取り戻していくという考えが、これからは大切です。



都市の中へと自然を引き込む。
それが21世紀のまちづくりです。

▼衆議院国土交通委員会 景観緑三法案に関する附帯決議(平成16年5月14日) 抜粋

「地域の個性、特色の伸長に資する多様な景観の形成が図られるよう、失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、景観の形成に当たり、各地に残された自然環境の保全や地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」

▼参議院国土交通委員会 景観緑三法案に対する附帯決議(平成16年6月10日) 抜粋

「失われつつある地域固有の景観を再生する事業の推進を図るとともに、各地に残された自然環境の保全や、地域在来の植物等の活用による緑化の推進に努めること。」

▼衆議院環境委員会 特定外来生物法案に対する附帯決議(平成16年5月25日) 抜粋

「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」

※衆参両院の上記付帯決議は、インターネットを通じて閲覧することができます。

衆議院 HP : <http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm>

参議院 HP : <http://www.sangiin.go.jp/index.htm>